

多重債務問題をめぐる現状について (関連指標)

- 5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額
- 「多重債務」に関する消費生活相談の概況
- 多重債務が原因とみられる自殺者数

(参考)

- ・ 自殺総合対策大綱(見直し後の全体像)
- ・ 平成19年以降の自殺死亡率の変化と「自殺の原因・動機」別寄与度

金融庁 / 消費者庁 / 内閣府(自殺対策推進室)

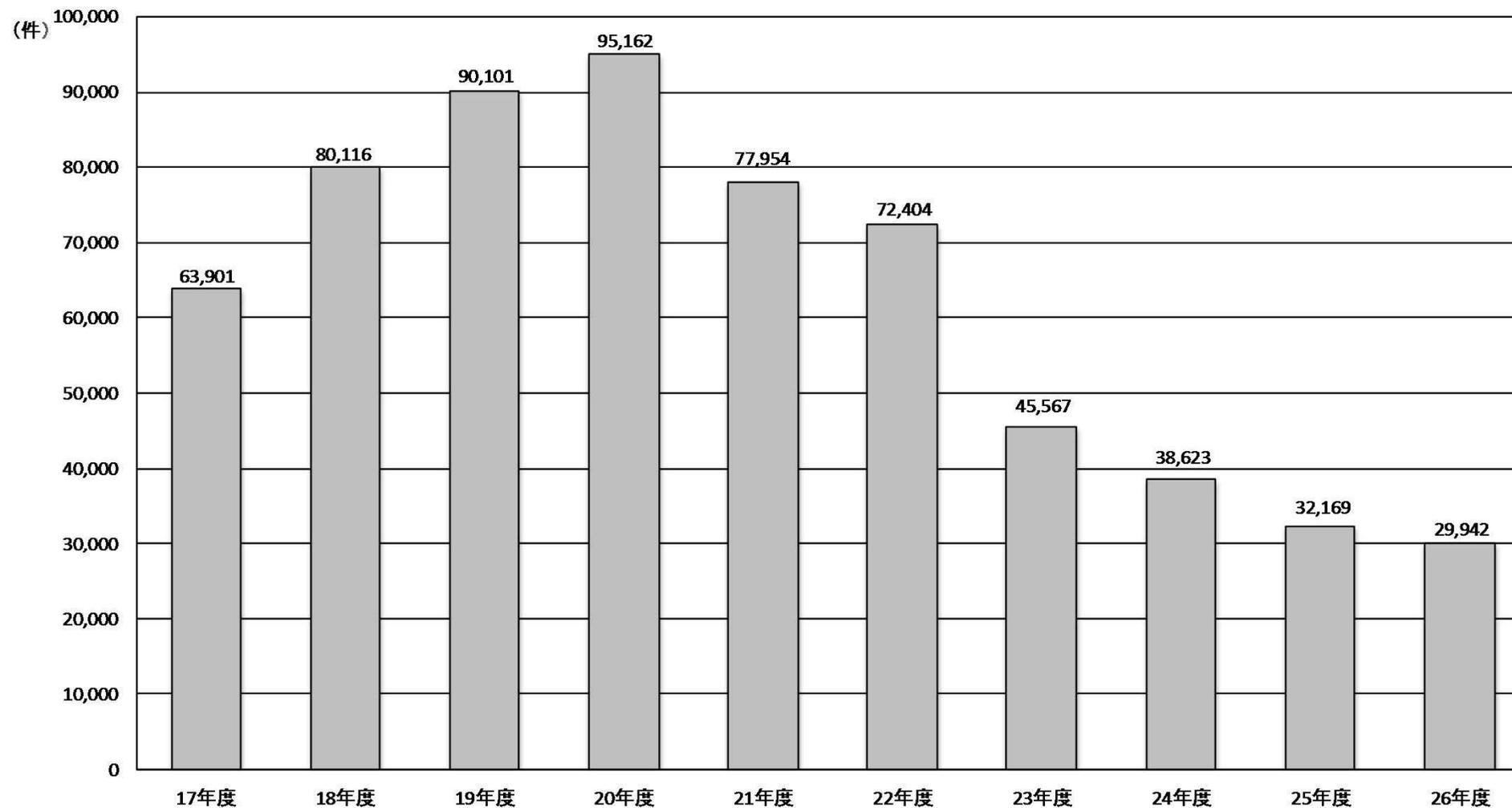
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たり残高金額

	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	22年 3月末	23年 3月末	24年 3月末	25年 3月末	26年 3月末	27年 3月末
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	171	118	73	84	70	44	29	17	14
(参考) 3件以上無担保無保証借入の残高がある人数【万人】	443	378	319	374	331	257	211	159	140
1人当たり残高金額【万円】	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1	59.0	54.8	52.6	52.4

(出典)株日本信用情報機構

(注) 平成21年3月末までは全国信用情報センター連合会(現株日本信用情報機構)の情報。平成22年3月末以降は株日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した株テラネット及び株シーシービーの情報に基づくもの。

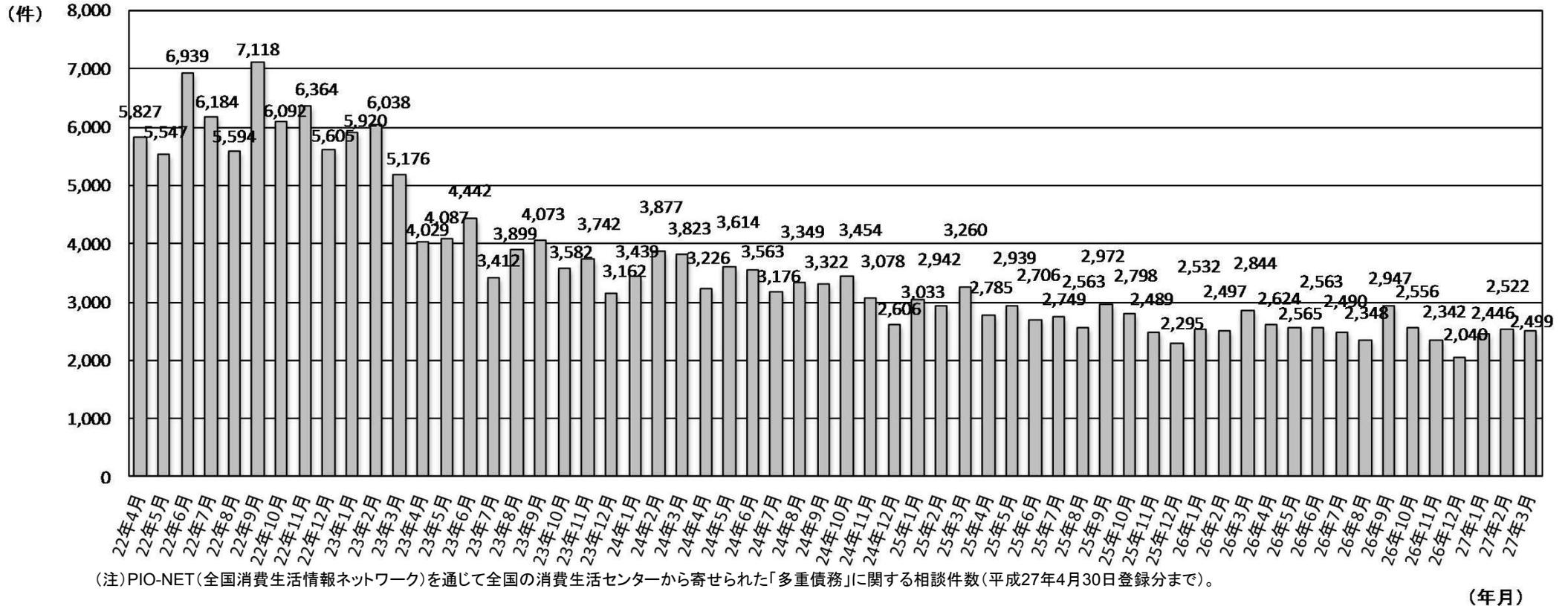
1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(平成27年4月30日登録分まで)。

「多重債務」に関する消費生活相談の概況

1-2. 相談件数(受付月別推移)



2. 相談事例

- ・息子の借金の返済の為に数社から借入があるが返済困難なので債務整理をしたい。
- ・クレジットカード複数社から借入をしている。体調不良で仕事ができず生活保護を受給中。弁護士に債務整理について相談したい。
- ・銀行のローンカードを使って借入と返済を繰り返している。残債は100万円程である。過払い金があるか知りたい。
- ・消費者金融数社から借入をしているが、支払い困難な状況である。また国民健康保険料や市・県民税を滞納している。
- ・教育ローンが百数十万円程あるが収入が少なくなったので返済が困難になった。毎月の返済額を減らしてほしい。
- ・サラ金で百万円弱ほど借りたが夫の給料から天引きで返済し、十数年前には完済していたのに債権回収業者から請求が来た。

多重債務が原因とみられる自殺者数

(人)

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	(19年比)
全自殺者数	33,093	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427	(▲23.2%)
多重債務が原因とみられる自殺者数	1,973	1,733	1,630	1,306	998	839	688	677	(▲65.7%)

(出典)内閣府・警察庁統計

自殺総合対策大綱(見直し後の全体像)

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

(第1) はじめに

< 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す >

国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものとする。

自殺総合対策の現状と課題 : 地域レベルの**実践的な取組**を中心とする自殺対策への転換

地域の実情に応じて、対策の有効性や効率性、優先順位などを検討し、国民一人ひとりに身近な地域において、それぞれの実情に応じたきめ細かな対策を講ずることが必要。

自殺総合対策における基本認識 : <自殺は、その多くが追い込まれた末の死>
<自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題>
<自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い>

(第2) 自殺総合対策の基本的考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
4. 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する
5. 自殺の実態に即した施策を推進する
6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(第3) 当面の重点施策

1. 自殺の実態を明らかにする
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
4. 心の健康づくりを進める
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ
7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する

(第4) 自殺対策の数値目標

○平成28年までに、自殺死亡率を17年と比べて20%以上減少させることを目標とする。

(第5) 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における連携・協力の確保
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し
(おおむね5年を目途に見直し)⁵

平成19年以降の自殺死亡率の変化と「自殺の原因・動機」別寄与度 (平成26年版自殺対策白書より)

○平成22年から24年までの自殺死亡率低下の主要因の一つに、「経済・生活問題」による自殺者数の割合低下があり(上図)、その内訳をみると、「負債(多重債務)」のマイナスの寄与度が大きい。

(注)自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数

